



発行 新潟県

| |
|-----------|
| 号外 5 |
| 令和6年3月29日 |

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 39 新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則（行政改革課）
- 40 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則（行政改革課）
- 41 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則（行政改革課）
- 42 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（行政改革課）

訓 令

- 11 新潟県現場事務所等設置規程の一部改正（行政改革課）
- 12 地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程の一部改正（行政改革課）
- 13 新潟県事務決裁規程の一部改正（行政改革課）

規 則

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第39号

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（昭和41年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動後号細目を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの ア (略) <u>イ 地域機関（新潟県病院局組織規程第3条の2に規定するものをいう。）の所長の職</u> <u>ウ</u> (略) | 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの ア (略) <u>イ</u> (略) |

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第40号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和41年新潟県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動後号細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。）を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（ <u>イ及びウ</u> に掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。） ア (略) <u>イ 加茂病院事業清算事務所及び吉田病院事業清算事務所の所長、次長及び経営課長</u> <u>ウ</u> (略) | 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（ <u>イ</u> に掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。） ア (略) <u>イ</u> (略) |

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第41号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号（以下「移動款等」という。）に対応する同表の改正後の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号（以下「移動後款等」という。）が存在する場合には当該移動款等を当該移動後款等とし、移動款等に対応する移動後款等が存在しない場合には当該移動款等（以下「削除款等」という。）を削り、移動後款等に対応する移動款等が存在しない場合には当該移動後款等（以下「追加款等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（款、条、項及び号の表示並びに削除款等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（款、条、項及び号の表示並びに追加款等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 地域機関</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 その他の機関</p> <p>第1款～第5款 (略)</p> <p><u>第5款の2及び第5款の3</u> 削除</p> <p>第5款の4～第14款 (略)</p> <p><u>第15款から第19款まで</u> 削除</p> <p>第20款 (略)</p> <p>第21款 <u>女性相談支援センター</u></p> <p>第22款～第40款 (略)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(福祉保健部)</p> <p>第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p> <p>福祉保健総務課・国保・福祉指導課 (略)</p> <p>地域医療政策課</p> <p>医療指導係 魚沼班 県央班 <u>医療企画班</u> 地域医療整備室</p> <p>感染症対策・薬務課</p> <p><u>感染症対策班</u> 薬務係 薬事指導係</p> <p>医師・看護職員確保対策課～障害福祉課 (略)</p> <p><u>こども家庭課</u></p> <p>保育支援係 家庭福祉係 児童福祉係 <u>こども政策室</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 地域機関</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 その他の機関</p> <p>第1款～第5款 (略)</p> <p><u>第5款の2</u> 削除</p> <p><u>第5款の3</u> <u>愛鳥センター紫雲寺さえずりの里</u></p> <p>第5款の4～第14款 (略)</p> <p><u>第15款及び第16款</u> 削除</p> <p><u>第17款</u> <u>コロニーにいがた白岩の里</u></p> <p><u>第18款及び第19款</u> 削除</p> <p>第20款 (略)</p> <p>第21款 <u>女性福祉相談所</u></p> <p>第22款～第40款 (略)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(福祉保健部)</p> <p>第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p> <p>福祉保健総務課・国保・福祉指導課 (略)</p> <p>地域医療政策課</p> <p>医療指導係 魚沼班 県央班 地域医療整備室</p> <p>感染症対策・薬務課</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症対策班</u> <u>感染症対策係</u> 薬務係 薬事指導係</p> <p>医師・看護職員確保対策課～障害福祉課 (略)</p> <p><u>子ども家庭課</u></p> <p>保育支援係 家庭福祉係 児童福祉係 <u>子ども政策室</u></p> |

(産業労働部)

第 6 条の 6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。産業政策課～創業・イノベーション推進課 (略)
産業立地課立地推進係 電源地域振興係

しごと定住促進課・雇用能力開発課 (略)

(土木部)

第 6 条の 10 土木部に次の課、室、係及び班を置く。

監理課～砂防課 (略)

都市政策課

都市行政係 広域都市政策班 都市計画係 盛土対策係

都市整備課・建築住宅課 (略)

下水道課

管理調整係 流域下水道班 公共下水道係

営繕課 (略)

2～4 (略)

(分掌事務)

第 9 条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局・総務部 (略)

環境局

環境政策課 (略)

環境対策課

(1)～(14) (略)

(15) (略)

資源循環推進課 (略)

防災局 (略)

福祉保健部

福祉保健総務課～障害福祉課 (略)

こども家庭課

(1)～(6) (略)

(7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する事項

(8)・(9) (略)

(10) 女性相談支援センター及びあかしや寮に関する事項

(11)・(12) (略)

産業労働部・観光文化スポーツ部 (略)

農林水産部

農業総務課～漁港課 (略)

林政課

(1)～(12) (略)

(産業労働部)

第 6 条の 6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。産業政策課～創業・イノベーション推進課 (略)
産業立地課計画調査班 立地推進班 電源地域振興係

しごと定住促進課・雇用能力開発課 (略)

(土木部)

第 6 条の 10 土木部に次の課、室、係及び班を置く。

監理課～砂防課 (略)

都市政策課

都市行政係 広域都市政策班 都市計画係

都市整備課・建築住宅課 (略)

下水道課

管理調整係 流域下水道係 公共下水道係

営繕課 (略)

2～4 (略)

(分掌事務)

第 9 条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局・総務部 (略)

環境局

環境政策課 (略)

環境対策課

(1)～(14) (略)

(15) 愛鳥センター紫雲寺さえずりの里に関する事項

(16) (略)

資源循環推進課 (略)

防災局 (略)

福祉保健部

福祉保健総務課～障害福祉課 (略)

子ども家庭課

(1)～(6) (略)

(7) 婦人保護に関する事項

(8)・(9) (略)

(10) 女性福祉相談所及びあかしや寮に関する事項

(11)・(12) (略)

産業労働部・観光文化スポーツ部 (略)

農林水産部

農業総務課～漁港課 (略)

林政課

(1)～(12) (略)

(13) 林業土木工事の検査に関する事項

(13) (略)
 治山課
 (1)～(10) (略)
 (11) 林業土木工事の検査に関する事項
 農地部～出納局 (略)
 2 (略)

(名称、位置及び所管区域)
第10条 (略)
 2～10 (略)
 11 第1項の規定にかかわらず、新潟県地域振興局設置条例別表第10所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。
 (略)
 12 (略)
 13 地域振興局の事務の一部を分掌させるため、次のとおり巻農業振興部、新津地域整備部、砂防事務所、地区振興事務所及び港湾事務所を置く。

| 名称 | 位置 | 担当区域 |
|-----------------|-----|--|
| 上越地域振興局直江津港湾事務所 | (略) | 港湾法による直江津港港湾区域並びに同港臨港地区及び同港湾隣接地域の区域 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)</u> による名立漁港区域 |

14 新潟県地域振興局の新潟県地域振興局設置条例別表第10所掌事務の欄に掲げる事務の一部の分掌については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 (略)
 15～17 (略)

(組織)
第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。
 (1)～(7) (略)
 (8) 十日町地域振興局
 健康福祉部・農業振興部 (略)
 地域整備部
 総務課
 業務課
 業務係
用地・行政課
 維持管理課～治水課 (略)
 (9)～(11) (略)
 (12) 佐渡地域振興局
 健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)

(14) (略)
 治山課
 (1)～(10) (略)
 農地部～出納局 (略)
 2 (略)

(名称、位置及び所管区域)
第10条 (略)
 2～10 (略)
 11 第1項の規定にかかわらず、新潟県地域振興局設置条例別表第9所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。
 (略)
 12 (略)
 13 地域振興局の事務の一部を分掌させるため、次のとおり巻農業振興部、新津地域整備部、砂防事務所、地区振興事務所及び港湾事務所を置く。

| 名称 | 位置 | 担当区域 |
|-----------------|-----|---|
| 上越地域振興局直江津港湾事務所 | (略) | 港湾法による直江津港港湾区域並びに同港臨港地区及び同港湾隣接地域の区域 <u>漁港漁場整備法</u> による名立漁港区域 |

14 新潟県地域振興局の新潟県地域振興局設置条例別表第9所掌事務の欄に掲げる事務の一部の分掌については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 (略)
 15～17 (略)

(組織)
第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。
 (1)～(7) (略)
 (8) 十日町地域振興局
 健康福祉部・農業振興部 (略)
 地域整備部
 総務課
 業務課
 業務係 行政係
用地課
 維持管理課～治水課 (略)
 (9)～(11) (略)
 (12) 佐渡地域振興局
 健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)

| | |
|--|---|
| <p>地域整備部 総務課～建築課 (略) <u>業務・空港用地課</u> (略)</p> <p>港湾課～県民サービスセンター (略) 2～12 (略)</p> <p>(分掌事務) 第12条 (略) 2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画振興部・県税部 (略) 健康福祉環境部 庶務課・企画調整課 (略) 地域福祉課 (1)～(9) (略) (10) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する事業に関する事項</u> (11)～(16) (略) 地域保健課～生活衛生課 (略) 環境センター (略) 児童・障害者相談センター～地域整備部 (略) 3～7 (略) 8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。 健康福祉部・農業振興部 (略) 地域整備部 総務課 (略) 業務課 <u>第6項</u>に規定する地域整備部業務課の分掌事務 <u>用地・行政課</u> <u>第4項</u>に規定する<u>地域整備部用地・行政課</u>の分掌事務 維持管理課～治水課 (略) 9～11 (略) 12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。 健康福祉環境部・農林水産振興部 (略) 地域整備部 総務課～建築課 (略) <u>業務・空港用地課</u> (1) 庁舎管理に関する事項 (<u>地域整備部業務・空港用地課</u>が設置されている庁舎に限る。) (2)～(7) (略) <u>(8) 佐渡空港の管理及び工事の執行に関する事項</u> <u>(9) 佐渡空港に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項</u></p> | <p>地域整備部 総務課～建築課 (略) <u>港湾空港業務課</u> (略) <u>空港用地課</u> 港湾課～県民サービスセンター (略) 2～12 (略)</p> <p>(分掌事務) 第12条 (略) 2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画振興部・県税部 (略) 健康福祉環境部 庶務課・企画調整課 (略) 地域福祉課 (1)～(9) (略) (10) <u>婦人保護事業</u>に関する事項 (11)～(16) (略) 地域保健課～生活衛生課 (略) 環境センター (略) 児童・障害者相談センター～地域整備部 (略) 3～7 (略) 8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。 健康福祉部・農業振興部 (略) 地域整備部 総務課 (略) 業務課 <u>第1項</u>に規定する地域整備部業務課の分掌事務 <u>用地課</u> <u>第1項</u>に規定する<u>地域整備部用地課</u>の分掌事務 維持管理課～治水課 (略) 9～11 (略) 12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。 健康福祉環境部・農林水産振興部 (略) 地域整備部 総務課～建築課 (略) <u>港湾空港業務課</u> (1) 庁舎管理に関する事項 (<u>地域整備部港湾空港業務課</u>が設置されている庁舎に限る。) (2)～(7) (略)</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>港湾課～県民サービスセンター (略) 13～26 (略)</p> <p>第76条 (略)</p> <p><u>第5款の2及び第5款の3</u> 削除</p> <p><u>第76条の2から第76条の5まで</u> 削除</p> <p>(設置)</p> <p>第81条 児童、<u>障害者、困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者</u>に関する総合的かつ高度な相談、判定、指導等を行うとともに、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び<u>女性相談支援センター</u>の業務に関する指導及び調整を行うため、中央福祉相談センターを新潟市に置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第82条 中央福祉相談センターに次の課、<u>室</u>、係及び班を置く。 総務課～保護・支援課 (略) <u>障害者相談支援室</u></p> <p>(分掌事務)</p> | <p>空港用地課</p> <p>(1) <u>佐渡空港の管理及び工事の執行に関する事項</u> (2) <u>佐渡空港に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項</u></p> <p>港湾課～県民サービスセンター (略) 13～26 (略)</p> <p>第76条 (略)</p> <p><u>第5款の2</u> 削除</p> <p><u>第76条の2及び第76条の3</u> 削除</p> <p><u>第5款の3</u> <u>愛鳥センター紫雲寺さえずりの里</u></p> <p>(設置)</p> <p>第76条の4 <u>鳥獣保護思想の普及及び啓発を図り、自然とのふれあいの場を確保するため、愛鳥センター紫雲寺さえずりの里を新発田市に置く。</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第76条の5 <u>愛鳥センター紫雲寺さえずりの里の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>野生鳥獣についての知識の普及及び保護思想の啓発に関する事項</u> (2) <u>野生鳥獣保護のための指導者養成に関する事項</u> (3) <u>野生傷病鳥獣の保護及び治療に関する事項</u></p> <p>(設置)</p> <p>第81条 児童、<u>身体障害者、知的障害者、保護を要する女子及び配偶者からの暴力を受けた者</u>に関する総合的かつ高度な相談、判定、指導等を行うとともに、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び<u>女性福祉相談所</u>の業務に関する指導及び調整を行うため、中央福祉相談センターを新潟市に置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第82条 中央福祉相談センターに次の課、係及び班を置く。 総務課～保護・支援課 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> |
|--|---|

第83条 中央福祉相談センターの課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1)・(2) (略)
- (3) 中央児童相談所、中央身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所、女性相談支援センター及びあかしや寮の庶務及び会計に関する事項

(4) (略)

企画指導課

(1)～(3) (略)

(4) 困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者の援助に関する事項（相談判定課及び保護・支援課の所管に属する事項を除く。）

(5) 福祉相談に関する研究、研修及び企画調整に関する事項（障害者相談支援室の所管に属する事項を除く。）

(6) 各種調査統計に関する事項（障害者相談支援室の所管に属する事項を除く。）

相談判定課

(1) 児童、身体障害者、知的障害者、困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項（保護・支援課及び障害者相談支援室の所管に属する事項を除く。）

(2)・(3) (略)

(4) 身体障害者の心理学的及び職能的判定に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) 児童、身体障害者及び知的障害者の心理学的及び精神医学的治療に関する事項

(8) 困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者の医学的又は心理学的な援助に関する事項

保護・支援課

(1) (略)

(2) 困難な問題を抱える女性の一時保護に関する事項

(3) (略)

(4) 困難な問題を抱える女性の自立生活の促進に関する情報提供に関する事項

(5) 配偶者からの暴力を受けた者の自立生活の促

第83条 中央福祉相談センターの課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)・(2) (略)

(3) 中央児童相談所、中央身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所、女性福祉相談所及びあかしや寮の庶務及び会計に関する事項

(4) (略)

企画指導課

(1)～(3) (略)

(4) 身体障害者に関する専門的な指導に関する事項

(5) 身体障害者福祉に関する専門的相談指導の技術的援助及び助言に関する事項

(6) 知的障害者の指導に関する事項

(7) 保護を要する女子の調査及び援助に関する事項（保護・支援課の所管に属する事項を除く。）

(8) 福祉相談に関する研究、研修及び企画調整に関する事項

(9) 各種調査統計に関する事項

相談判定課

(1) 児童、身体障害者、知的障害者、保護を要する女子及び配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項（保護・支援課の所管に属する事項を除く。）

(2)・(3) (略)

(4) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事項

(5) 身体障害者手帳の交付に関する事項

(6) (略)

(7) (略)

(8) 保護を要する女子の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事項

(9) 児童、身体障害者、知的障害者及び保護を要する女子の心理学的及び精神医学的治療に関する事項

(10) 配偶者からの暴力を受けた者の医学的又は心理学的な援助及び自立支援のための援助に関する事項

保護・支援課

(1) (略)

(2) 保護を要する女子の一時保護に関する事項

(3) (略)

(4) 配偶者からの暴力を受けた者の自立生活の促

進及び保護命令に関する情報提供に関する事項

(6) (略)

(7) 困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者の援助に関する事項(相談判定課の所管に属する事項を除き、夜間、休日等に行うものに限る。)

(8) 児童、困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項(夜間、休日等に行うものに限る。)

障害者相談支援室

(1) 身体障害者及び知的障害者の専門的な知識及び技術を必要とする相談並びに指導に関する事項

(2) 身体障害者の医学的判定に関する事項

(3) 身体障害者手帳の交付に関する事項

(4) 身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関する専門的な技術的援助及び助言に関する事項

(5) 障害者の権利擁護に関する事項

(6) 障害者の福祉に関する研究、企画及び調査に関する事項

(7) 障害者の専門的指導の研修の企画及び実施に関する事項

第98条 (略)

第15款から第19款まで 削除

第99条から第109条まで 削除

進及び保護命令に関する情報提供その他の援助に関する事項

(5) (略)

(6) 保護を要する女子の調査及び援助に関する事項(夜間、休日等に行うものに限る。)

(7) 児童、保護を要する女子及び配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項(夜間、休日等に行うものに限る。)

第98条 (略)

第15款及び第16款 削除

第99条から第102条まで 削除

第17款 コロニーにいがた白岩の里

(名称及び位置)

第103条 コロニーにいがた白岩の里の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称 位 置

コロニーにいがた白岩 長岡市
の里

(組織)

第104条 コロニーにいがた白岩の里に次の部、課、室及び係を置く。

管理部

総務課

庶務係

診療室

企画相談室

児童部
成人部
高齢期更生部
重複更生部
社会復帰部

(分掌事務)

第105条 コロニーにいがた白岩の里の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部

総務課

- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 施設及び設備の維持及び保全に関する事項
- (3) 給食に関する事項
- (4) 他部及び部内他室に属しない事項

診療室

診療に関する事項

企画相談室

- (1) 入所者の心理学的判定に関する事項
- (2) 知的障害者の入所及び退所の調整に関する事項
- (3) 入所者に関する専門的相談指導の技術的援助及び助言に関する事項
- (4) 知的障害者の福祉に関する研究、企画及び調査に関する事項
- (5) 知的障害者の専門的指導の研修の企画及び実施に関する事項

児童部

- (1) 最重度知的障害児の生活及び学習指導並びに治療訓練に関する事項
- (2) 最重度知的障害者の生活指導及び治療訓練に関する事項（児童部において施設入所支援のサービスを受けている者に関する事項に限る。）

成人部

最重度知的障害者の生活指導及び治療訓練に関する事項（児童部において施設入所支援のサービスを受けている者に関する事項を除く。）

高齢期更生部

重・中・軽度高齢期知的障害者の更生に関する指導及び訓練に関する事項

重複更生部

重・中・軽度知的障害者で、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有するものの更生に関する指導及び訓練に関する事項

社会復帰部

中・軽度知的障害者の就労等自立に関する指導及び訓練に関する事項

第18款及び第19款 削除

第106条から第109条まで 削除

第21款 女性相談支援センター

(名称及び位置)

第113条 女性相談支援センターの名称及び位置は、次のとおりである。

| | | | |
|------------|-----|---|---|
| 名 | 称 | 位 | 置 |
| 新潟県女性相談支援セ | (略) | | |
| ンター | | | |

(分掌事務)

第114条 女性相談支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性の相談に関する事項
(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和4年法律第52号)の規定により女性相談支援センターが行うものに限る。次号から第4号までにおいて同じ。)
- (2) 困難な問題を抱える女性の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関する事項
- (3) 困難な問題を抱える女性の一時保護に関する事項
- (4) 困難な問題を抱える女性の自立生活の促進に関する情報提供に関する事項
- (5) 配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号)の規定により配偶者暴力相談支援センターが行うものに限る。次号から第8号までにおいて同じ。)
- (6) 配偶者からの暴力を受けた者の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関する事項
- (7) (略)
- (8) 配偶者からの暴力を受けた者の自立生活の促進及び保護命令に関する情報提供に関する事項

(分掌事務)

第116条 あかしや寮の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 入所者の保護に関する事項
- (2) 入所者の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助及び自立の促進のための生活の支援に関する事項
- (3) 退所した者の相談その他の援助に関する事項

(組織及び分掌事務)

第21款 女性福祉相談所

(名称及び位置)

第113条 女性福祉相談所の名称及び位置は、次のとおりである。

| | | | |
|------------|-----|---|---|
| 名 | 称 | 位 | 置 |
| 新潟県女性福祉相談所 | (略) | | |

(分掌事務)

第114条 女性福祉相談所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保護を要する女子の相談に関する事項 (売春防止法 (昭和31年法律第118号)の規定により婦人相談所が行うものに限る。次号から第5号までにおいて同じ。)
- (2) 保護を要する女子の調査及び援助に関する事項
- (3) 保護を要する女子の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事項
- (4) 保護を要する女子の心理学的及び精神医学的治療に関する事項
- (5) 保護を要する女子の一時保護に関する事項
- (6) 配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号)の規定により配偶者暴力相談支援センターが行うものに限る。次号から第9号までにおいて同じ。)
- (7) 配偶者からの暴力を受けた者の医学的又は心理学的な指導及び自立支援のための援助に関する事項
- (8) (略)
- (9) 配偶者からの暴力を受けた者の自立生活の促進及び保護命令に関する情報提供その他の援助に関する事項

(分掌事務)

第116条 あかしや寮の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 収容者の保護に関する事項
- (2) 収容者の問題の調査及び更生指導に関する事項
- (3) 収容者の生活指導及び職業指導に関する事項

(組織及び分掌事務)

第131条の3 近代美術館に総務課及び学芸企画課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)・(2) (略)

(3) 学芸企画課に属しない事項

学芸企画課 (略)

2 万代島美術館に業務課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

前項に規定する総務課及び学芸企画課の分掌事務

(原子力安全調整監)

第165条の6 防災局に原子力安全調整監を置くことができる。

2 原子力安全調整監は、部長の命を受けて原子力発電の安全対策に関する事務を処理するとともに部長を補佐して原子力発電の安全対策に関する重要事項の調整を行う。

(国際企画主幹等)

第170条の2 (略)

2 (略)

3 知事政策局国際課に韓国室長、ロシア室長、中国室長及び東南アジア室長を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策課、ICT推進課及び国際課、総務部行政改革課、県民生活課、大学・私学振興課及び税務課、環境局環境政策課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課、障害福祉課及び子ども家庭課、産業労働部産業政策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推進課及びしごと定住促進課、観光文化スポーツ部観光企画課、国際観光推進課及び文化課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(工事検査監等)

第181条 林業土木、農業土木、土木(港湾及び空港を含む。)及び建築の事務及び工事の検査のため、農林水産部治山課に林業土木工事検査監及び林業土木工事検査員を、農地部農地管理課に農業土木工事検査監及び農業土木工事検査員を、土木部技術管理課に土木工事検査監、建築工事検査監、土木工事検査員及び建築工事検査員を置く。

第131条の3 近代美術館に総務課及び学芸課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)・(2) (略)

(3) 学芸課に属しない事項

学芸課 (略)

2 万代島美術館に業務課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

前項に規定する総務課及び学芸課の分掌事務

(原子力安全広報監)

第165条の6 防災局に原子力安全広報監を置くことができる。

2 原子力安全広報監は、部長の命を受けて原子力施設周辺地域の環境放射線等の広報に関する事務を処理する。

(国際企画主幹等)

第170条の2 (略)

2 (略)

3 知事政策局国際課に韓国室長、ロシア室長及び中国室長を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策課、ICT推進課及び国際課、総務部行政改革課、県民生活課、大学・私学振興課及び税務課、環境局環境政策課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課、障害福祉課及び子ども家庭課、産業労働部産業政策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推進課及びしごと定住促進課、観光文化スポーツ部観光企画課、国際観光推進課及び文化課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(工事検査監等)

第181条 林業土木、農業土木、土木(港湾及び空港を含む。)及び建築の事務及び工事の検査のため、農林水産部林政課に林業土木工事検査監及び林業土木工事検査員を、農地部農地管理課に農業土木工事検査監及び農業土木工事検査員を、土木部技術管理課に土木工事検査監、建築工事検査監、土木工事検査員及び建築工事検査員を置く。

(参事等)

第182条 部、局、課、係及び班に、参事、技監、事務専門幹、技術専門幹、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。

2 参事、技監、事務専門幹、技術専門幹、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、部、局、課、係及び班の事務を処理する。

(課内室の長等)

第184条 (略)

2 (略)

3 課内室に、参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、主査及び主任を置くことができる。

4・5 (略)

6 参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、パスポートセンター長代理、主席検査員、主査及び主任は、上司の命を受けて室及びセンターの事務を処理する。

(地域機関の長等)

第188条 (略)

2・3 (略)

4 地域振興局に副局長を置くことができる。

5 副局長は、地域振興局長の命を受けて地域振興局の事務を処理するとともに地域振興局長を補佐して地域振興局の重要事項の企画及び調整を行う。

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、児童相談所、食肉衛生検査センター、病虫害防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、新潟学園、工業技術総合研究所、労働相談所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(参事等)

第182条 部、局、課、係及び班に、参事、技監、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。

2 参事、技監、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、部、局、課、係及び班の事務を処理する。

(課内室の長等)

第184条 (略)

2 (略)

3 課内室に、参事、副参事、主査及び主任を置くことができる。

4・5 (略)

6 参事、副参事、パスポートセンター長代理、主席検査員、主査及び主任は、上司の命を受けて室及びセンターの事務を処理する。

(地域機関の長)

第188条 (略)

2・3 (略)

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、児童相談所、食肉衛生検査センター、病虫害防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、工業技術総合研究所、労働相談所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2・3 (略)

4 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部に寮長を置く。

5 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部に副寮長を置くことができる。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

7 各地域機関の内部組織の長、副所長、教頭、事務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長、副校長及び鳥獣被害対策統括調整監は、上司の命を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。

(主任准看護師)

第196条 はまぐみ小児療育センターに主任准看護師を置くことができる。

(用地調整員)

第208条 村上地域振興局、新発田地域振興局、新潟地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局及び上越地域振興局の地域整備部の用地課、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を置くことができる。

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課及び村上地域振興局の地域整備部の業務課、新発田地域振興局、新潟地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局及び上越地域振興局の地域整備部の庶務課並びに三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課に行政専門員を置くことができる。

9 各地域機関の内部組織の長、副所長、教頭、寮長、副寮長、事務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長、副校長及び鳥獣被害対策統括調整監は、上司の命を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。

(主任准看護師)

第196条 コロニーにいがた白岩の里及びはまぐみ小児療育センターに主任准看護師を置くことができる。

(用地調整員)

第208条 村上地域振興局、新発田地域振興局、新潟地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び上越地域振興局の地域整備部の用地課、三条地域振興局、魚沼地域振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を置くことができる。

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課、村上地域振興局及び十日町地域振興局の地域整備部の業務課、新発田地域振興局、新潟地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局及び上越地域振興局の地域整備部の庶務課並びに三条地域振興局、魚沼地域振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課に行政専門員を置くことができる。

(課長代理等)

第211条 (略)

2・3 (略)

4 中央福祉相談センターの障害者相談支援室及びはまぐみ小児療育センターの療育支援室に室長代理を置く。

5 (略)

(参事等)

第212条 地域機関及びその内部組織に、参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、専門研究員、専門学芸員、係長、主査、専門員、主任、主任研究員及び主任学芸員を置くことができる。

2 参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、専門研究員、専門学芸員、係長、主査、専門員、主任、主任研究員及び主任学芸員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

| 名称 | 担任する事務 | 設置規定 |
|--------------|--|------|
| 新潟県国民健康保険審査会 | 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(同法第9条第2項及び第4項の規定による求めに対する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服の審査 | (略) |

(略)

新潟県立近代美術館協議会

新潟県文化審議会 文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第7条の2第1項に規定する文化芸術の推進に関する計画その他の文化の振興等に関する重要事項の調査審議及び文化の振興等に関し必要な事項についての意見

(課長代理等)

第211条 (略)

2・3 (略)

4 コロニーにいがた白岩の里の企画相談室及びはまぐみ小児療育センターの療育支援室に室長代理を置く。

5 (略)

(参事等)

第212条 地域機関及びその内部組織に、参事、副参事、専門研究員、専門学芸員、係長、主査、専門員、主任、主任研究員及び主任学芸員を置くことができる。

2 参事、副参事、専門研究員、専門学芸員、係長、主査、専門員、主任、主任研究員及び主任学芸員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

| 名称 | 担任する事務 | 設置規定 |
|--------------|--|------|
| 新潟県国民健康保険審査会 | 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服の審査 | (略) |

(略)

新潟県立近代美術館協議会

| |
|----|
| 陳述 |
|----|

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第213条の表新潟県国民健康保険審査会の項の改正は、同年12月2日から施行する。

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第42号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則(昭和35年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等(以下「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「地域機関の長」とは、新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)第3章に規定する地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、<u>女性相談支援センター</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。)に置く長をいう。</p> <p>(地域機関の長への共通委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、地域機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(4)の3 (略)</p> <p>(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成7年人事委員会規則第8-55号)第24条第1項に規定する事由による休業及び職務専念義務の免除の承認等</u>をすること(地域振興局長以外の地域機関の長の5日以上に係るもの(回規則第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇に係るものを除く。)、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。)</p> <p>(5)の2～(9) (略)</p> <p>(地域機関の長等への共通委任)</p> <p>第3条の2 次に掲げる事務は、地域機関の長並びに保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、<u>女性相談支援センター</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターの長(以下「地域機関の長等」という。)に委任する。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「地域機関の長」とは、新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)第3章に規定する地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、<u>女性福祉相談所</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。)に置く長をいう。</p> <p>(地域機関の長への共通委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、地域機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(4)の3 (略)</p> <p>(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除の承認等をする(地域振興局長以外の地域機関の長の5日以上に係るもの(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成7年人事委員会規則第8-55号)第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇に係るものを除く。)、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。)</p> <p>(5)の2～(9) (略)</p> <p>(地域機関の長等への共通委任)</p> <p>第3条の2 次に掲げる事務は、地域機関の長並びに保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、<u>女性福祉相談所</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターの長(以下「地域機関の長等」という。)に委任する。</p> |

(1)～(7) (略)

(地域振興局長への委任)

第 3 条の 3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。

(1)～(128) (略)

(129) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第6項（同法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第87条の3第7項、第88条第6項及び第18項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。第257号において同じ。）の規定による地区編入の承認をすること。

(130)～(144) (略)

(144)の 2 土地改良法第87条の3第7項において準用する同法第5条第6項及び第7項の規定により、地区編入の承認の申請をすること及び同意を得ること。

(145)・(146) (略)

(147) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第5条第6項及び第7項の規定により、地区編入の承認の申請をすること及び同意を得ること。

(148) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画を変更した旨を公告し、縦覧に供すること（同法第88条第6項において準用する同法第48条第4項及び第6項に規定する軽微な変更等に係るものに限る。）。

(148)の 2 土地改良法第88条第18項において準用する同法第5条第6項及び第7項の規定により、地区編入の承認の申請をすること及び同意を得ること。

(149)～(544) (略)

2・3 (略)

4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(213) (略)

(214) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物を除く。次号から第231号まで及び第242号において同じ。）。

(215) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項及び第2項の規定により、計画の判定をすること。

(216) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項から第5項までの規定

(1)～(7) (略)

(地域振興局長への委任)

第 3 条の 3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。

(1)～(128) (略)

(129) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第6項（同法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第88条第6項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。第257号において同じ。）の規定による地区編入の承認をすること。

(130)～(144) (略)

(145)・(146) (略)

(147) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第5条第6項の規定により、地区編入の変更の承認の申請をすること。

(148) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画を変更した旨を公告し、縦覧に供すること。

(149)～(544) (略)

2・3 (略)

4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(213) (略)

(214) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物を除く。次号から第231号まで及び第242号において同じ。）。

(215) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第2項の規定により、計画の判定をすること。

(216) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項から第5項までの規定に

- により、通知書を交付すること。
- (217) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項及び第3項の規定により、計画の判定をすること。
- (218) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第4項から第6項までの規定により、通知書を交付すること。
- (219) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (220) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを要請すること。
- (221) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第3項の規定により、計画の写しを受理すること。
- (222) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第1項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (223) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第2項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (224) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定により、協議を求めること。
- (225) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第17条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (226) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項の規定により、届出を受理すること。
- (227) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第2項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (228) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第3項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (229) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第20条第2項の規定により、通知を受理すること。
- (230) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第20条第3項の規定により、協議を求めること。
- (231) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第21条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (232) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計

- より、通知書を交付すること。
- (217) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項及び第3項の規定により、計画の判定をすること。
- (218) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第4項から第6項までの規定により、通知書を交付すること。
- (219) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (220) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを要請すること。
- (221) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第3項の規定により、計画の写しを受理すること。
- (222) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第1項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (223) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (224) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第3項の規定により、協議を求めること。
- (225) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (226) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項の規定により、届出を受理すること。
- (227) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (228) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (229) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第2項の規定により、通知を受理すること。
- (230) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第3項の規定により、協議を求めること。
- (231) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画

- 画の認定をすること（建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが 45メートルを超える建築物（同法第 85 条第 6 項若しくは第 7 項の仮設興行場等、同法第 87 条の 3 第 6 項の興行場等又は同条第 7 項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第 241 号まで及び第 243 号において同じ。）。
- (233) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条第 3 項（同法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、計画を建築主事に通知すること。
- (234) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条第 4 項（同法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付を受けること。
- (235) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条第 4 項（同法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第 18 条第 14 項の規定による通知書の交付を受けること。
- (236) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 37 条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。
- (237) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 38 条の規定により、必要な措置を命ずること。
- (238) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 39 条の規定により、計画の認定を取り消すこと。
- (239) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 41 条第 2 項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。
- (240) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 42 条の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り消すこと。
- (241) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 43 条第 1 項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (242) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条の規定により、書面を交付すること。
- (243) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 29 条の規定により、書面を交付すること。

- の認定をすること（建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが 45メートルを超える建築物（同法第 85 条第 6 項若しくは第 7 項の仮設興行場等、同法第 87 条の 3 第 6 項の興行場等又は同条第 7 項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第 241 号まで及び第 243 号において同じ。）。
- (233) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 3 項（同法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、計画を建築主事に通知すること。
- (234) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 4 項（同法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付を受けること。
- (235) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 4 項（同法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第 18 条第 14 項の規定による通知書の交付を受けること。
- (236) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 37 条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。
- (237) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 38 条の規定により、必要な措置を命ずること。
- (238) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 39 条の規定により、計画の認定を取り消すこと。
- (239) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 41 条第 2 項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。
- (240) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 42 条の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り消すこと。
- (241) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 43 条第 1 項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (242) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条の規定により、書面を交付すること。
- (243) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 29 条の規定により、書面を交付すること。

5～12 (略)

(はまぐみ小児療育センター所長への委任)

第6条の2 次に掲げる事務は、はまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1)～(3) (略)

(4) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号）第24条第5項、第67条第5項又は第77条第4項の規定により、通所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(5) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第25条（同条例第71条及び第78条において準用する場合を含む。）の規定により、通所利用者負担額合計額の通知を行うこと。

(6) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第26条第1項若しくは第2項（同条例第78条において準用する場合を含む。）又は第68条第1項若しくは第2項の規定により、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費等の額に係る通知等を行うこと。

(7) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第38条又は第70条（同条例第78条において準用する場合を含む。）の規定により、運営規程を定めること。

(8) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第79号）第55条第4項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(9) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第56条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費等の額に係る通知等を行うこと。

(10) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第15条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。

(11) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第19条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。

(12) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第35条の規定により、運営規程を定めること。

(13) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24

5～12 (略)

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

第6条の2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長及びはまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1)～(3) (略)

年新潟市条例第80号) 第104条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。

(14) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第105条第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。

(15) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第108条の規定により、運営規程を定めること。

(16) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第24条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(17) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第30条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(18) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第93条の規定により、協力医療機関を定めること。

2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長に委任する。

(1) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第14条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。

(2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第17条第5項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第18条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。

(4) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費の額に係る通知等を行うこと。

(5) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第34条及び新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年新潟県条例第23号）第5条の規定により、運営規程を定めること。

- (6) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第39条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第119条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第120条第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第123条及び新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第27号)第7条の規定により、運営規程を定めること。
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第125条において準用する同令第23条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第125条において準用する同令第29条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第125条において準用する同令第91条の規定により、協力医療機関を定めること。
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)第8条第1項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、契約支給量の報告等を行うこと。
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条

第 5 項の規定により、支給決定障害者に対し、領収証を交付すること。

(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、利用者負担額合計額の報告及び通知を行うこと。

(16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定により、支給決定障害者に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第 39 条の規定により、同条第 1 号又は第 2 号に該当する場合に、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第 41 条及び新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 30 年新潟県条例第 24 号）第 6 条の規定により、運営規程を定めること。

(19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第 46 条第 1 項又は第 2 項の規定により、協力医療機関等を定めること。

3 次に掲げる事務は、はまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 78 号）第 24 条第 5 項、第 67 条第 5 項又は第 77 条第 4 項の規定により、通所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(2) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第 25 条（同条例第 71 条及び第 78 条において準用する場合を含む。）の規定により、通所利用者負担額合計額の通知を行うこと。

(3) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第 26 条第 1 項若しくは第 2 項（同条例第 78 条において準用する場合を含む。）又は第 68 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費等の額に係る通知等を行うこと。

(4) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、

- 設備及び運営の基準に関する条例第38条又は第70条（同条例第78条において準用する場合を含む。）の規定により、運営規程を定めること。
- (5) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第79号）第55条第4項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。
- (6) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第56条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費等の額に係る通知等を行うこと。
- (7) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第15条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。
- (8) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第19条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。
- (9) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第35条の規定により、運営規程を定めること。
- (10) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号）第104条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。
- (11) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第105条第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。
- (12) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第108条の規定により、運営規程を定めること。
- (13) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第24条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (14) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第30条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
- (15) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第93条の規定により、

(女性相談支援センター所長への委任)

第 6 条の 3 次に掲げる事務は、女性相談支援センター所長に委任する。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和 4 年法律第 52 号) 第 12 条第 1 項の規定による女性自立支援施設への入所保護を行うこと。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) 第 5 条の規定による女性自立支援施設への保護を行うこと。

(児童相談所長への委任)

第 7 条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

- (1)～(17) (略)
- (17)の 2 児童福祉法第 56 条第 3 項の規定により、書類の閲覧等を求めること (同条第 1 項及び第 2 項に係るものに限る。)
- (18)～(29) (略)
- (30) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 16 号) 第 14 条第 2 項 (同令第 57 条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受理すること。
- (31)～(39) (略)

(保健所長への委任)

第 8 条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

- (1)～(9)の 4 (略)
- (9)の 5 医療法第 6 条の 3 第 8 項の規定により、報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずること。
- (9)の 6～(95)の 3 (略)
- (95)の 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 3 第 1 項の規定により、精神医療審査会に審査 (同法第 29 条第 1 項の規定による入院措置時の入院の必要性に関する審査に限る。)を求めること。
- (96)～(98)の 2 (略)
- (98)の 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 40 条の 5 第 1 項の規定により、精神科病院の管理者に対し報告を求め、若しくは帳簿書類の提出等を命じ、当該職員若しくは精神保健指定医に立入検査若しくは質問をさせ、又は精神保健指定医に、精神科病院に立ち入り、入院中の者を診察させること。
- (98)の 4 (略)
- (98)の 5 (略)

協力医療機関を定めること。

(女性福祉相談所長への委任)

第 6 条の 3 次に掲げる事務は、女性福祉相談所長に委任する。

- (1) 売春防止法 (昭和 31 年法律第 118 号) 第 36 条の規定による婦人保護施設への収容保護を行うこと。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) 第 5 条の規定による婦人保護施設への保護を行うこと。

(児童相談所長への委任)

第 7 条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

- (1)～(17) (略)
- (17)の 2 児童福祉法第 56 条第 4 項の規定により、書類の閲覧等を求めること (同条第 1 項及び第 2 項に係るものに限る。)
- (18)～(29) (略)
- (30) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第 14 条第 2 項 (同令第 57 条において準用する場合を含む。)の規定による報告を受理すること。
- (31)～(39) (略)

(保健所長への委任)

第 8 条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

- (1)～(9)の 4 (略)
- (9)の 5 医療法第 6 条の 3 第 6 項の規定により、報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずること。
- (9)の 6～(95)の 3 (略)
- (96)～(98)の 2 (略)
- (98)の 3 (略)
- (98)の 4 (略)

| | |
|---|---|
| <p>(98)の6 (略)</p> <p>(98)の7 (略)</p> <p>(98)の8 (略)</p> <p>(99) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第1項の規定による医師の指定をすること。</p> <p>(99)の2～(271) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。</p> <p>(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第21条第1項の規定により、<u>大麻草栽培者その他の関係者</u>から必要な報告を求め、又は職員に立入検査若しくは収去をさせること。</p> <p>(1)の2 <u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例</u>(平成12年新潟県条例第20号)第4条の規定により、必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(1)の3 <u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例第5条</u>の規定により、栽培地の構造設備の改善を命じ、又は栽培地の使用を禁止すること。</p> <p>(2)～(21) (略)</p> | <p>(98)の5 (略)</p> <p>(98)の6 (略)</p> <p>(98)の7 (略)</p> <p>(99) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条の規定による医師の指定をすること。</p> <p>(99)の2～(271) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。</p> <p>(1) <u>大麻取締法</u>(昭和23年法律第124号)第21条第1項の規定により、<u>大麻取扱者その他の関係者</u>から必要な報告を求め、又は職員に立入検査若しくは収去をさせること。</p> <p>(1)の2 <u>新潟県大麻取締法施行条例</u>(平成12年新潟県条例第20号)第7条の規定により、<u>大麻の保管又は廃棄の方法の変更その他必要な措置</u>を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(1)の3 <u>新潟県大麻取締法施行条例第8条</u>の規定により、栽培地等の構造設備の改善を命じ、又は栽培地等の使用を禁止すること。</p> <p>(2)～(21) (略)</p> |
|---|---|

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項の改正は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第11号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 | 新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 |
| (1) 本庁関係のもの | (1) 本庁関係のもの |
| 名 称 位 置 | 名 称 位 置 |
| (略) | (略) |
| 総務部法務文書課歴 (略) | 総務部法務文書課歴 (略) |
| 史公文書室 | 史公文書室 |
| <u>環境局環境対策課愛 新発田市藤塚浜海老池</u> | |
| <u>鳥センター紫雲寺さ</u> | |
| <u>えずりの里</u> | |
| (略) | (略) |
| (2) (略) | (2) (略) |

◎新潟県訓令第12号

福祉保健部生活衛生課
地域振興局
中央福祉相談センター

地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程（平成16年3月新潟県訓令第20号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| (兼務) 第1条 (略) 2～5 (略) 6 中央福祉相談センターの事務を命ぜられた職員は、中央身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所、中央児童相談所、 <u>女性相談支援センター</u> 及びあかしや寮に兼務を命ぜられたものとする。 | (兼務) 第1条 (略) 2～5 (略) 6 中央福祉相談センターの事務を命ぜられた職員は、中央身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所、中央児童相談所、 <u>女性福祉相談所</u> 及びあかしや寮に兼務を命ぜられたものとする。 |

◎新潟県訓令第13号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。ただし、別表第4環境局環境対策課の部の改正（課長専決事項の欄中第45号の2及び第52号の2から第52号の6までを加える改正を除く。）は令和6年7月1日から、同表福祉保健部感染症・薬務課の部の改正（課長専決事項の欄中第2号の改正を除く。）は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(危機管理監の専決事項)</p> <p>第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8－55号）第24条第1項に規定する事由による休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るものうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号、次条及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上</u>の休暇等（同規則第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(原子力安全調整監の専決事項)</p> <p>第4条の11 次に掲げる事項は、<u>原子力安全調整監</u>が専決するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">(危機管理監の専決事項)</p> <p>第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るものうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号、次条及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上<u>の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8－55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(原子力安全広報監の専決事項)</p> <p>第4条の11 次に掲げる事項は、<u>原子力安全広報監</u>が専決するものとする。</p> |

- (1) 原子力安全調整監の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。
- (2) 原子力安全調整監の旅行の復命を受けること。
- (3) 原子力安全調整監の休暇等の承認等を行うこと。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による原子力安全調整監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による原子力安全調整監の代休日の指定を行うこと。
- (6) 原子力安全調整監の当直勤務の命令をすること。

(部参事の専決事項)

第5条の8 次に掲げる事項は、部に置かれる参事（課長を兼ねる職員を除く。以下「部参事」という。）が専決するものとする。

- (1) 部参事の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。
- (2) 部参事の旅行の復命を受けること。
- (3) 部参事の休暇等の承認等を行うこと。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による部参事の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による部参事の代休日の指定を行うこと。
- (6) 部参事の当直勤務の命令をすること。

別表第2（第4条関係）

部長共通専決事項

- (1)～(10) (略)
- (11) 部長及び部長相当職の職員（課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。）の旅行並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全調整監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び部参事の5日以上の旅行の命令をすること。
- (12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全調整監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び部参事の5日以上の旅行の復命を受けること。
- (13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第24条第1項に規定する事由による休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るものうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との

- (1) 原子力安全広報監の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。
- (2) 原子力安全広報監の旅行の復命を受けること。
- (3) 原子力安全広報監の休暇等の承認等を行うこと。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による原子力安全広報監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による原子力安全広報監の代休日の指定を行うこと。
- (6) 原子力安全広報監の当直勤務の命令をすること。

(総務部参事の専決事項)

第5条の8 次に掲げる事項は、総務部に置かれる参事（課長を兼ねる職員を除く。以下「総務部参事」という。）が専決するものとする。

- (1) 総務部参事の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。
- (2) 総務部参事の旅行の復命を受けること。
- (3) 総務部参事の休暇等の承認等を行うこと。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による総務部参事の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による総務部参事の代休日の指定を行うこと。
- (6) 総務部参事の当直勤務の命令をすること。

別表第2（第4条関係）

部長共通専決事項

- (1)～(10) (略)
- (11) 部長及び部長相当職の職員（課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。）の旅行並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び総務部参事の5日以上の旅行の命令をすること。
- (12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び総務部参事の5日以上の旅行の復命を受けること。
- (13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るものうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）並びに参加、都市局長、副部長、

| | | | |
|--|---|--|---|
| | <p><u>規定により、自然体験活動促進計画の認定を取り消すこと。</u></p> <p>(53)～(56) (略)</p> <p>(57) <u>新潟県立自然公園条例第7条の3第1項の規定により、公園事業を決定すること。</u></p> <p>(57)の2 <u>新潟県立自然公園条例第8条の2の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。</u></p> <p>(57)の3 <u>新潟県立自然公園条例第8条の5第3項の規定により、公園事業の執行の認可を取り消すこと。</u></p> <p>(57)の4 <u>新潟県立自然公園条例第8条の6第1項の規定により、原状回復を命じ、又は必要な措置を執るべき旨を命ずること。</u></p> <p>(57)の5 <u>新潟県立自然公園条例第8条の6第2項の規定により、原状回復等を行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。</u></p> <p>(57)の6 <u>新潟県立自然公園条例第8条の10第1項の規定により、利用拠点整備改善計画の認定を取り消すこと。</u></p> <p>(58)～(61) (略)</p> <p>(61)の2 <u>新潟県立自然公園条例第17条第1項の規定により、集団施設地区を指定すること。</u></p> <p>(62) <u>新潟県立自然公園条例第18条の2第</u></p> | | <p>(53)～(56) (略)</p> <p>(57) <u>新潟県立自然公園条例第6条第2項の規定により、公園事業を決定し、及び同条例第7条第2項の規定により、公園事業の廃止又は変更の決定をすること。</u></p> <p>(58)～(61) (略)</p> |
|--|---|--|---|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>1項の規定により、 <u>生態系維持回復事業計画</u>を定めること。</p> <p>(63) <u>新潟県立自然公園条例第18条の3第1項の規定により、生態系維持回復事業を行うこと。</u></p> <p>(64) <u>新潟県立自然公園条例第18条の4の規定により、生態系維持回復事業の認定を取り消すこと。</u></p> <p>(65) <u>新潟県立自然公園条例第18条の9第1項の規定により、自然体験活動促進計画の認定を取り消すこと。</u></p> <p>(66) <u>新潟県立自然公園条例第18条の11の規定により、風景地保護協定の締結等</u>をすること。</p> <p>(67) <u>新潟県立自然公園条例第18条の20の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。</u></p> <p>(68) <u>新潟県立自然公園条例第18条の21第1項の規定により、公園管理団体の指定を取り消すこと。</u></p> <p>(69) (略)</p> | | <p>(62) <u>新潟県立自然公園条例第18条の2の規定により、風景地保護協定の締結等</u>をすること。</p> <p>(63) <u>新潟県立自然公園条例第18条の11の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。</u></p> <p>(64) <u>新潟県立自然公園条例第18条の12第1項の規定により、公園管理団体の指定を取り消すこと。</u></p> <p>(65) <u>新潟県立自然公園条例第17条第1項の規定により、集団施設地区を指定すること。</u></p> <p>(66) (略)</p> <p>(67) <u>新潟県立自然公園条例施行規則（昭和44年新潟県規則第4号）第12条の規定により、公園事業に係る施設等の改善を命ずること。</u></p> <p>(68) <u>新潟県立自然公園条例施行規則第13条第2項の規定により、公園事業の執行</u></p> |
|--|--|--|--|

| | | | |
|---|---|---|--|
| | <p>(70)～(77) (略)</p> <p><u>(77)の2 新潟県自然環境保全条例第20条の2第1項の規定により、生態系維持回復事業計画を定めること。</u></p> <p><u>(77)の3 新潟県自然環境保全条例第20条の3第1項の規定により、生態系維持回復事業を行うこと。</u></p> <p><u>(77)の4 新潟県自然環境保全条例第20条の4の規定により、生態系維持回復事業の認定を取り消すこと。</u></p> <p>(78)～(109) (略)</p> | | <p><u>の承認を取り消すこと。</u></p> <p><u>(69) 新潟県立自然公園条例施行規則第14条の規定により、原状回復を命じ、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。</u></p> <p>(70)～(77) (略)</p> <p>(78)～(109) (略)</p> |
| <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>福祉保健部</p> <p>(略)</p> | | <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>福祉保健部</p> <p>(略)</p> | |
| <p>国保・福祉指導課</p> | | <p>国保・福祉指導課</p> | |
| <p>部長専決事項</p> | <p>課長専決事項</p> | <p>部長専決事項</p> | <p>課長専決事項</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(1)～(17) (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(17)の2 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第113条の2第1項の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、勧告すること。</u></p> |

| | | | |
|-----------|--|-----------|--|
| | <p>(17)の2 (略) (18)～(27) (略)</p> | | <p>(17)の3 <u>旧介護保険法第113条の2第3項の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、措置をとるべきことを命ずること。</u> (17)の4 (略) (18)～(27) (略)</p> |
| (略) | | (略) | |
| 感染症対策・薬務課 | | 感染症対策・薬務課 | |
| 部長専決事項 | 課長専決事項 | 部長専決事項 | 課長専決事項 |
| (略) | <p>(1) (略) (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定により、<u>第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関</u>を指定し、又は<u>同条第11項</u>の規定により、その指定を取り消すこと。 (3)～(32) (略) (33) <u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例</u>（平成12年新潟県条例第20号）<u>第4条</u>の規定により、必要な措置を講ずべきことを命ずること。 (34) <u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例第5条</u>の規定により、栽培地の構造設備の改善を命じ、又は当該栽培地の使用を禁止すること。</p> | (略) | <p>(1) (略) (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定により、<u>第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関</u>を指定し、又は<u>同条第9項</u>の規定により、その指定を取り消すこと。 (3)～(32) (略) (33) <u>新潟県大麻取締法施行条例</u>（平成12年新潟県条例第20号）<u>第7条</u>の規定により、<u>大麻の保管又は廃棄の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。</u> (34) <u>新潟県大麻取締法施行条例第8条</u>の規定により、栽培地等の構造設備の改善を命じ、又は当該栽培地等の使用を禁止すること。</p> |
| (略) | | (略) | |
| 高齢福祉保健課 | | 高齢福祉保健課 | |
| 部長専決事項 | 課長専決事項 | 部長専決事項 | 課長専決事項 |
| | (1)～(11) (略) | | (1)～(11) (略) |

| | | | |
|--|--|-------------|--|
| | (12)～(20) (略) | | (11)の2 <u>旧介護保険法第114条第1項の規定により、指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</u> (12)～(20) (略) |
| (略) | | (略) | |
| 障害福祉課 | | 障害福祉課 | |
| 部長専決事項 | 課長専決事項 | 部長専決事項 | 課長専決事項 |
| (1)・(2) (略) | (1)～(5)の2 (略) | (1)・(2) (略) | (1)～(5)の2 (略) |
| (3) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の7第2項の規定により、入院中の者を退院させることを命ずること。</u> | (5)の3 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項及び第33条第3項の規定による精神科病院の認定をすること。</u> (5)の4 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第1項の規定による精神科病院の指定をすること。</u> (5)の5 (略) (5)の6 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の7第1項の規定により、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずること。</u> (5)の7 (略) (5)の8 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の6第1項の規定により、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずること。</u> (5)の9 <u>精神保健及び精神障害者福祉に</u> | | (5)の3 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項及び第33条第4項の規定による精神科病院の指定をすること。</u> (5)の4 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定による精神科病院の指定をすること。</u> (5)の5 (略) |
| | | | (5)の6 (略) |

| | | | |
|--|---|---|---------------------|
| | <p>関する法律第40条の7の規定により、障害者虐待の状況等を公表すること。 (6)～(32) (略)</p> | | <p>(6)～(32) (略)</p> |
| <p>こども家庭課</p> | | <p>子ども家庭課</p> | |
| <p>部長専決事項</p> | <p>課長専決事項</p> | <p>部長専決事項</p> | <p>課長専決事項</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>(略)</p> | | <p>(略)</p> | |
| <p>農林水産部 (略)</p> | | <p>農林水産部 (略)</p> | |
| <p>地域農政推進課</p> | | <p>地域農政推進課</p> | |
| <p>部長専決事項</p> | <p>課長専決事項</p> | <p>部長専決事項</p> | <p>課長専決事項</p> |
| <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(略)</p> |
| | | <p>(5) <u>農地法</u> (昭和27年法律第229号) 第36条第3項の規定により、所有権の移転等に係る調停案を作成すること。</p> | |
| <p>(5) <u>農地法</u> (昭和27年法律第229号) 第38条第1項の規定により、農林水産省令で定める事項を公告し、及びその申請に係る<u>農地</u>の所有者等にこれを通知すること。</p> | | <p>(6) <u>農地法</u>第38条第1項の規定により、農林水産省令で定める事項を公告し、及びその申請に係る<u>遊休農地</u>の所有者等にこれを通知すること。</p> | |
| <p>(6) <u>農地法</u>第39条 (同法第41条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴き、<u>農地中間管理権</u>又は<u>利用権</u>を設定すべき旨の裁定をすること。</p> | | <p>(7) <u>農地法</u>第39条 (同法第43条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴き、<u>特定利用権</u>を設定すべき旨の裁定をすること。</p> | |
| <p>(7) <u>農地法</u>第40条第1項の規定により、裁定をした旨を<u>農地中間管理機構</u>及び当該<u>裁定の申請</u>に係る<u>農地</u>の所有者等に通知し、及びこれを公告すること。</p> | | <p>(8) <u>農地法</u>第40条第1項の規定により、裁定をした旨を<u>当該裁定の申請</u>をした者及び当該<u>申請</u>に係る<u>遊休農地</u>の所有者等に通知し、及びこれを公告すること。</p> | |
| | | <p>(9) <u>農地法</u>第41条の規定による<u>特定利用権</u></p> | |

| | | | |
|--|--|--|---|
| <p>(8) 農地法第41条第3項の規定により、裁定をした旨を農地中間管理機構（当該裁定の申請に係る農地の所有者等で知っているものがあるときは、その者及び農地中間管理機構）に通知し、及びこれを公告すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> | | <p>に係る賃貸借の解除の承認をすること。</p> <p>(10) 農地法第41条第3項の規定により、裁定をした旨を当該裁定の申請をした者に通知し、及びこれを公告すること。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> | |
| <p>(略)</p> | | <p>(略)</p> | |
| <p>水産課</p> | | <p>水産課</p> | |
| <p>部長専決事項</p> | <p>課長専決事項</p> | <p>部長専決事項</p> | <p>課長専決事項</p> |
| <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(5)の2 漁業法第62条第1項の規定による海区漁場計画及び同法第67条第1項の規定による内水面漁場計画を定めること。</p> | <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第20条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> | <p>(1)～(5) (略)</p> | <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第18条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> |
| <p>(6)～(16) (略)</p> | <p>(14) 遊漁船業の適正化に関する法律第21条第1項の規定により、登録を取り消し、又は事業の停止を命ずること。</p> <p>(15) 遊漁船業の適正化に関する法律第22条の規定により、利用者の安全及び利益に関する情報を公表すること。</p> <p>(16) 遊漁船業の適正化に関する法律第26条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(17) 遊漁船業の適正化に関する法律第27条の規定により、指定を取り消すこと。</p> <p>(18) 遊漁船業の適正化に関する法律第29条の規定により、報</p> | <p>(6)～(16) (略)</p> | <p>(14) 遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項の規定により、登録を取り消し、又は事業の停止を命ずること。</p> <p>(15) 遊漁船業の適正化に関する法律第22条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(16) 遊漁船業の適正化に関する法律第23条の規定により、指定を取り消すこと。</p> |

| | |
|--|---|
| | 告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。 (19) (略) (20) (略) |
|--|---|

| | |
|--|----------------------|
| | (17) (略) (18) (略) |
|--|----------------------|

| 漁港課 | |
|--|--|
| 部長専決事項 | 課長専決事項 |
| (1) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号) 第6条第1項、第3項又は第4項の規定による漁港の指定について意見を述べること。 | (1) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第34条第3項の規定により、漁港管理規程について助言又は勧告をすること。 |
| (2) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第6条第5項又は第6項の規定による漁港の指定の変更又は取消しについて意見を述べること。 | (2) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第39条の2第1項の規定により、許可の取消し、効力の停止若しくは条件の変更又は同項の規定による措置を命ずること。 |
| (3) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第37条第1項の規定により、漁港施設の処分について許可をすること。 | (3) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第39条の2第2項の規定により、危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置を命ずること。 |
| (4)～(6) (略) | (3)の2～(10) (略) |

| 漁港課 | |
|---|---|
| 部長専決事項 | 課長専決事項 |
| (1) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号) 第6条第1項、第3項又は第4項の規定による漁港の指定について意見を述べること。 | (1) <u>漁港漁場整備法</u> 第34条第3項の規定により、漁港管理規程について助言又は勧告をすること。 |
| (2) <u>漁港漁場整備法</u> 第6条第5項又は第6項の規定による漁港の指定の変更又は取消しについて意見を述べること。 | (2) <u>漁港漁場整備法</u> 第39条の2第1項の規定により、許可の取消し、効力の停止若しくは条件の変更又は同項の規定による措置を命ずること。 |
| (3) <u>漁港漁場整備法</u> 第37条第1項の規定により、漁港施設の処分について許可をすること。 | (3) <u>漁港漁場整備法</u> 第39条の2第2項の規定により、危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置を命ずること。 |
| (4)～(6) (略) | (3)の2～(10) (略) |

(略)
(略)

土木部
(略)

(略)
(略)

土木部
(略)

| 建築住宅課 | |
|--------|--|
| 部長専決事項 | 課長専決事項 |
| (略) | (1)～(21)の2 (略) (21)の3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (平成27年法律第53号) 第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること (地域振興局長に委任したものを除く。) (22)～(44) (略) |

| 建築住宅課 | |
|--------|--|
| 部長専決事項 | 課長専決事項 |
| (略) | (1)～(21)の2 (略) (21)の3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (平成27年法律第53号) 第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること (地域振興局長に委任したものを除く。) (22)～(44) (略) |

(略)

(略)

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
(水産振興担当) 専決事項

- (1)～(5)の13 (略)
- (5)の14 新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年新潟県規則第59号) 第14条の規定により、借受人に対し報告を求め、又は職員をして調査させること。
- (6)～(9) (略)
- (10) 遊漁船業の適正化に関する法律第9条の規定により、閲覧に供すること。
- (11) 遊漁船業の適正化に関する法律第11条の規定により、登録を抹消すること。
- (12)～(23) (略)

(略)

精神保健福祉センター所長専決事項

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定による届出を受理すること。
- (2) (略)
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定による報告を受理すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第1項又は第38条の5第1項の規定により、精神医療審査会に審査(同法第29条第1項の規定による入院措置時の入院の必要性に関する審査を除く。)を求めること。
- (5)～(8) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

- (1) 地域振興局の副局長、部長、副部長、次長等の共通専決事項

| 専決権限を有する者 | 専決事項 |
|-----------|---|
| 副局長 | (1) 副局長の旅行(5日以上の旅行を除く。次号において同じ。)の命令をすること。 (2) 副局長の旅行の復命を受けること。 (3) 副局長の休暇等(研修及び兼職の場合を除く。以下この表において同じ。)の承認等を行うこと(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。))を除く。 (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による副局長の週休日の |

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
(水産振興担当) 専決事項

- (1)～(5)の13 (略)
- (5)の14 新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年新潟県規則第59号) 第11条の規定により、借受人に対し報告を求め、又は職員をして調査させること。
- (6)～(9) (略)
- (10) 遊漁船業の適正化に関する法律第8条の規定により、閲覧に供すること。
- (11) 遊漁船業の適正化に関する法律第10条の規定により、登録を抹消すること。
- (12)～(23) (略)

(略)

精神保健福祉センター所長専決事項

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第7項の規定による入院の届出を受理すること。
- (2) (略)
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受理すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第1項又は第38条の5第1項の規定により、精神医療審査会に審査を求めること。
- (5)～(8) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

- (1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専決事項

| 専決権限を有する者 | 専決事項 |
|-----------|------|
| | |

| | |
|---|--|
| | 振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。 (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による副局長の代休日の指定を行うこと。 (6) 副局長の当直勤務の命令をすること。 (7) その他局長の指定する事項 |
| 部長 | (1)～(9) (略) (10) 職員(副部長以上の者に限る。)の休暇等の承認等を行うこと(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。))を除く。 (11)～(22) (略) |
| (略) | |
| (2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の共通専決事項 | |
| 専決権限を有する者 | 専 決 事 項 |
| (略) | |
| 農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校農学部長 | (略) |
| (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項 | |
| 専決権限を有する者 | 専 決 事 項 |
| (略) | |
| 魚沼及び十 | (略) |

| | |
|--|--|
| | |
| 部長 | (1)～(9) (略) (10) 職員(副部長以上の者に限る。)の休暇等(研修及び兼職の場合を除く。以下この表において同じ。)の承認等を行うこと(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。))を除く。 (11)～(22) (略) |
| (略) | |
| (2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の共通専決事項 | |
| 専決権限を有する者 | 専 決 事 項 |
| (略) | |
| コロニーこいがた白岩の里の企画相談室長、児童部長、成人部長、高齢期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校農学部長 | (略) |
| (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項 | |
| 専決権限を有する者 | 専 決 事 項 |
| (略) | |
| 魚沼地域振 | (略) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>日町の各地 域振興局地 域整備部長</p> | | <p>興局地域整 備部長</p> | |
| <p>(略)</p> | | <p>(略)</p> | |
| | | <p>十日町地域 振興局地域 整備部長</p> | <p>新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号までに規定する 事項（地域整備部の副部長（総務 担当）、業務課長及び維持管理課長 の専決事項を除き、同項第302号か ら第320号まで及び第534号の2か ら第534号の6までに規定する事項 については森林及び林業並びに農 村振興に関する事項を除く。）</p> |
| <p>(略)</p> | | <p>(略)</p> | |
| <p>佐渡地域振 興局地域整 備部長</p> | <p>新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで、第4項第 134号、第135号及び第137号から第 243号まで並びに第7項に規定す る事項（地域整備部の副部長（総 務担当）、副部長（港湾空港担当）、 次長、用地・行政課長、維持管理 課長及び業務・空港用地課長の専 決事項を除き、同条第1項第302 号から第320号まで及び第534号の 2から第534号の6までに規定する 事項については森林及び林業並び に農村振興に関する事項を除き、 同条第4項第134号及び第135号に 規定する事項については新潟県ア スベストの排出及び飛散の防止等 に関する条例第6条に規定する建 築物の所有者等が講ずるアスベ スト排出防止措置に係るものに限 る。）</p> | <p>佐渡地域振 興局地域整 備部長</p> | <p>新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで、第4項第 134号、第135号及び第137号から第 243号まで並びに第7項に規定す る事項（地域整備部の副部長（総 務担当）、副部長（港湾空港担当）、 次長、用地・行政課長、維持管理 課長及び港湾空港業務課長の専決 事項を除き、同条第1項第302号か ら第320号まで及び第534号の2か ら第534号の6までに規定する事項 については森林及び林業並びに農 村振興に関する事項を除き、同条 第4項第134号及び第135号に規 定する事項については新潟県アス ベストの排出及び飛散の防止等に関 する条例第6条に規定する建築物 の所有者等が講ずるアスベスト排 出防止措置に係るものに限る。）</p> |
| <p>(略)</p> | | <p>(略)</p> | |
| <p>佐渡地域振 興局地域整 備部 副部長 （港湾空 港担当）</p> | <p>新潟県事務委任規則第3条の3 第5項及び第12項第17号から第37 号までに規定する事項（地域整備 部の次長及び業務・空港用地課長 の専決事項を除き、同条第5項第 1号から第4号まで、第11号及び 第12号に規定する事項については、 港湾法による港湾区域並びに臨港 地区及び港湾隣接地域の区域に限 る。）</p> | <p>佐渡地域振 興局地域整 備部 副部長 （港湾空 港担当）</p> | <p>新潟県事務委任規則第3条の3 第5項及び第12項第17号から第37 号までに規定する事項（地域整備 部の次長及び港湾空港業務課長の 専決事項を除き、同条第5項第1 号から第4号まで、第11号及び第 12号に規定する事項については、 港湾法による港湾区域並びに臨港 地区及び港湾隣接地域の区域に限 る。）</p> |

| | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| (略) | |
| 三条、魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部 用地・行政課長 | (略) |
| (略) | |
| (略) | |
| 佐渡地域振興局地域整備部 業務・空港用地課長 | (略) |
| (略) | |
| 新潟地域振興局新潟港湾事務所 業務課長及び東港分所業務課長 | 佐渡地域振興局地域整備部業務・空港用地課長の専決事項 |
| (略) | |
| 上越地域振興局直江津港湾事務所 業務課長 | 佐渡地域振興局地域整備部業務・空港用地課長の専決事項 |

(4) (略)

別表第7 (第15条関係)

- (1) (略)
- (2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

| 専決権限を有する者 | 専決する者 |
|---|-------|
| (略) | |
| 地域機関の課長（自治研修所総務課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）、近代 | (略) |

| | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (略) | |
| 三条、魚沼及び佐渡の各地域振興局地域整備部 用地・行政課長 | (略) |
| (略) | |
| 十日町地域振興局地域整備部 業務課長 | 新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項 |
| (略) | |
| 佐渡地域振興局地域整備部 港湾空港業務課長 | (略) |
| (略) | |
| 新潟地域振興局新潟港湾事務所 業務課長及び東港分所業務課長 | 佐渡地域振興局地域整備部港湾空港業務課長の専決事項 |
| (略) | |
| 上越地域振興局直江津港湾事務所 業務課長 | 佐渡地域振興局地域整備部港湾空港業務課長の専決事項 |

(4) (略)

別表第7 (第15条関係)

- (1) (略)
- (2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

| 専決権限を有する者 | 専決する者 |
|---|-------|
| (略) | |
| 地域機関の課長（自治研修所総務課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）、近代 | (略) |

美術館業務課長、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、中央福祉相談センター障害者相談支援室長、保健環境科学研究所調査研究室長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、新潟テクノスクールの課長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）

(略)

美術館業務課長、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、保健環境科学研究所調査研究室長、コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部長、成人部長、高齢期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、新潟テクノスクールの課長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）

(略)

別表第8 (第16条関係)

(1) 地域振興局の代決の順序

| 区分 | 代決の順序 |
|-----|---|
| (略) | |
| その他 | (1) 局長の権限の代決 局長が不在のときは、 副局長 (2) 副局長の権限の代決 副局長が不在のときは、 その事務を担当する 参事 (3) (略) |

(2) 地域機関 (地域振興局を除く。)の代決の順序

| 区分 | 代決の順序 |
|------------------------|-------|
| (略) | |
| 放射線監視センター 保健所 (新発田保 | (略) |

別表第8 (第16条関係)

(1) 地域振興局の代決の順序

| 区分 | 代決の順序 |
|-----|--|
| (略) | |
| その他 | (1) 局長の権限の代決 局長が不在のときは、 その事務を担当する参事 (2) (略) |

(2) 地域機関 (地域振興局を除く。)の代決の順序

| 区分 | 代決の順序 |
|------------------------|-------|
| (略) | |
| 放射線監視センター 保健所 (新発田保 | (略) |

| | |
|--|--|
| 健所、三条保健所、 長岡保健所、南魚 沼保健所及び上越 保健所を除く。) 福祉事務所 保健環境科学研究 所 食肉衛生検査セン ター 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所 | 健所、三条保健所、 長岡保健所、南魚 沼保健所及び上越 保健所を除く。) 福祉事務所 保健環境科学研究 所 食肉衛生検査セン ター <u>コロニーにいがた</u> <u>白岩の里</u> 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所 |
| (略) | (略) |